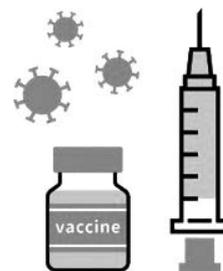


新型コロナワクチン 3回目接種のご案内



■対象者

2回目接種を完了した日から、原則8か月以上経過した方で、18歳以上の方。

■接種費用

全額公費で接種を行うため、無料で接種できます。

■集団接種

町の集団接種につきましては、令和4年2月5日から開始予定で、場所は、日高町保健福祉総合センター（ふれあいセンター）で実施します。

■接種券

新型コロナワクチンの2回目を接種してから原則8か月以上経過した際に接種できるよう、3回目の接種券を順次送付します。

■集団接種の申込

接種を希望される方は、接種券と一緒に送付します集団接種申込書に必要事項を記入していただき返信してください。

■転入されてきた方

2回目のワクチンを接種した後に日高町に転入された方は、日高町で接種記録を確認できないため、接種券の発行申請が必要です。発行申請をしないと接種券が送付されません。詳しくは日高町コールセンターまでお問い合わせください。

■接種を受ける際の同意

新型コロナワクチン接種は、町民の皆さまに受けていただけるようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や学校の周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

■お問い合わせ先

日高町コールセンター（役場子育て福祉健康課内）

☎0738-52-7006

受付時間9：00～17：00（平日）





いきいき長寿課 お知らせ

お問い合わせ
☎63・3807

近年、高齢者の方を狙った不審電話が多発しており、中でも、ATM(現金自動預払機)を使ってお金を振り込ませようとする事例が最も多くなっています。被害に遭われた方の手口は、左記のような内容です。

電話で、『医療費や保険料の還付金がある』と言ったり、『還付通知書を送っているけど内容は確認してますか?』と言ってくる。

携帯電話の番号やキャッシュカードの有無を聞かれ、『還付手続きの期限が今日までだから急いで近くのATMのある銀行・コンビニエンスストア・スーパー等へ行ってください』と言葉巧みに誘導し、入金させる。

役場職員や、後期高齢者医療広域連合の職員が、医療費・保険料の還付手続き等について、電話によりATMでの手続きをお願いするようなことは絶対にありません。

県内においても不審電話は発生しています。このような内容の電話がかかってきたら、手続きをする前に、いきいき長寿課(☎63・3807)または和歌山県後期高齢者医療広域連合(☎073・428・6688)まで。

もしも被害に遭ってしまったら、必ずお近くの警察署へ被害届を出してください。

★御坊警察署
(☎23・0110)



徘徊高齢者位置検索 サービスについて

要介護認定を受けている在宅の認知症高齢者が屋外で徘徊したときに、早期に見つける位置情報検索(GPS)システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図るため、次のサービスを行っています。申請手続き後に利用が決定されれば加入料や月額基本料金は日高町が負担します。(ただし、現場急行サービスや機器を紛失した場合は利用者負担です。)

利用対象者

・町内に住所を有し、かつ、当町の被保険者であり介護保険法に規定する要介護又は要支援に該当し、徘徊高齢者を在宅で介護している家族等
・介護保険料の滞納が無いこと

事業実施まで

①役場いきいき長寿課で申請手続きをします。印鑑、利用者の通帳、機器を装着される方の身体特徴が分かるようにして来てください。

②申請後に利用決定のあった認知症高齢者のいる世帯に位置情報端末機(携帯用小型)を配付し認知症高齢者に装着します。

③屋外での徘徊により所在不明になった際、家族等が位置検索を契約位置情報提供事業者に依頼します。

④依頼を受けた位置情報提供事業者が位置検索した情報を電話及びインターネット等により提供します。

あなたのマナーは、大丈夫?!

犬

- 放し飼いは、やめる
- リードをつけて散歩する
- 散歩時のフンは必ず持ち帰る
- 狂犬病予防注射を受ける



猫

- 首輪などで飼い主を明示する
- できる限り室内で飼う(放し飼いを極力さける)
- 自宅でのトイレをしつける
- 野良猫にエサをあげない